

国民年金保険料の納め忘れはありませんか？ 国民年金保険料納付の案内を行っています

国民年金保険料の納め忘れがあると、老後に受ける年金が減額されたり、受けられない場合があります。また、障害基礎年金や、遺族基礎年金などについても受けることができない場合があります。

社会保険事務所では、皆さんの年金権を確保するため、納付期限を過ぎても保険料が納められていない場合は、「電話」や「ご自宅の訪問」によって納付の案内を行っています。

○電話による案内

社会保険事務所職員や奈良社会保険事務局が委託した民間業者が、電話による納付の案内を行っています。委託した業者には、徹底した守秘義務が課せられており、個人の年金情報は守られています。

○戸別訪問による案内

社会保険事務所職員または非常勤の国家公務員である「国民年金推進員」が、直接、ご自宅へお伺いし、制度の説明や納付の相談を行っています。

「国民年金推進員」は、非常勤の国家公務員で、職員証明書を携帯しています。

※電話・戸別訪問による案内について

午前9時～午後9時の時間帯で案内を行います。休日も行いますので、ご理解・ご協力をお願いします。

社会保険事務所職員等を装った不審な電話や訪問者等にご注意ください！

- ▼「年金の払い過ぎがあったので、指定の口座に振り込むように。振り込まない場合、次回の年金支払いを停止する。」「国民年金が未納であるので至急払うように。」といった電話や文書が届くなどの不審な行為があり、被害も発生しております。また、電話でご家族の勤務先の名称、所在地、電話番号を聞き出すなど、個人情報収集する不審な行為についても全国で行われています。
- ▼社会保険事務所では、指定の口座に現金の振込を依頼したり、社会保険の手続きのためと称して現金を徴収することはなく、また、電話で個人情報を聞き出すこともありません。
- ▼不審に思われる電話や訪問者等による照会があった場合は、その場で対応せずに相手の所属と氏名、連絡先を確認いただき、お近くの社会保険事務所等にお問い合わせください。

年金制度は、ひとりひとりが納めた保険料によって、お年寄り・障害者・遺族の方など多くの人たちを支えています。また、「高齢者世帯の収入の約7割が年金収入」「6割の高齢者世帯が年金収入のみで生活」という現状もあり、年金は高齢者の生活を大きく支えています。

保険料は納め忘れのないようにしましょう。
奈良社会保険事務局年金課

■問合先 市民課年金係 ㊦(内線268、370)

6月は 市・県民税(1期)

の納期です。

第1期の納期限は7月2日(月)です。

市役所本・支所担当窓口、取扱金融機関および郵便局で納付してください。

納税は便利で確実な口座振替(自動払込)をご利用ください。

■問合先

税務課徴収係 ㊦(内線259、260)